明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第九条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国通貨又は暗号資産の換算）	（外国通貨の換算）
第三条　法、令又はこの府令の規定により財務局長又は福岡財務支局長に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。）をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。	**第三条**　法、令又はこの府令の規定により財務局長又は福岡財務支局長に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（銀行法施行規則の一部改正）

第十条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第七章の二　略］	［第一章～第七章の二　同上］
第八章　株主	第八章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　銀行持株会社に係る特例	第三節　［同上］
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四款　監督（第三十四条の二十八の二）	第四款　合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第三十四条の二十九―第三十四条の三十一）
第五款　合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第三十四条の二十九―第三十四条の三十一）	［第八章の二～第九章　同上］
［第八章の二～第九章　略］	附則
附則	（デリバティブ取引）
（デリバティブ取引）	**第十三条の二の二**　法第十条第二項第十二号及び第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）とする。
第十三条の二の二　法第十条第二項第十二号及び第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。	［号を加える。］
一　有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）	［号を加える。］
二　暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第十七条の二第二項第一号において同じ。）に係る取引	［条を加える。］
（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）	
第十三条の六の九　銀行は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第十七条の三第二項第十四号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。	